

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年10月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

生活保健システム構築・運用業務委託

(2) 目的

生活保健課システムが平成25年度内に稼働終了するため、それに先立ち行政事務に支障が出ないようにシステムを再構築し、今後も増大していく台帳等の各種登録情報を効率的に管理していく必要がある。新たな技術を取り入れたシステムを導入することにより、安定運用を図るとともに、業務の高度化と一層の効率化をめざしていく。

(3) 業務内容

食品衛生管理、環境衛生管理、医事管理、薬事管理、畜犬登録管理等の生活保健業務に係る台帳管理及び帳票作成を行うシステムを構築する。

(4) 履行期間(平成24年度)

契約の日から平成25年3月31日まで(予定)

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が管理する個人情報取り扱いに関する認定(プライバシーマーク)又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案概要及び構築の考え方に関する事項
- (2) システム機能及び構成に関する事項
- (3) システムの運用及び保守に関する事項
- (4) 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- (5) 構築実績に関する事項
- (6) 見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷保健所生活保健課 担当 星

住所 〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所第2庁舎1階3番窓口

電話 03 - 5432 - 2901 FAX 03 - 5432 - 3054

E-mail SEA02245@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成24年10月30日(火)～11月9日(金)

場所 上記(1)に同じ

方法 希望者に無償配布する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00121699.html>

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成24年11月9日(金)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参またはFAX

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間 平成24年12月7日(金)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(本件受託者については、本件実施結果の状況及び来年度世田谷区予算配当状況等により、来年度実施予定の当該業務について、特命随意契約による委託契約を締結する予定である。)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並び

に提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（ 7 ） 詳細は提案要求説明書による。

（ 8 ） 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

（ 9 ） 本選定過程で提出された資料等は返却しない。